

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

ページ

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表総務部の項中「職員厚生課」の下に、「総務事務管理課」を加え、同表企画部の項中「デジタルみやぎ推進課、総合政策課」を「総合政策課、デジタルみやぎ推進課、産業デジタル推進課」に改め、同表環境生活部の項中「循環型社会推進課」の下に、「廃棄物対策課」を加え、同表経済商工観光部の項中「産業デジタル推進課」を削り、同表水産林政部の項中「漁港復興推進室」を「漁港整備推進室」に改め、「林業振興課」の下に、「全国育樹祭推進室」を加える。

第十一条職員厚生課の分掌事務の項の次に次のように加える。

総務事務管理課

一 総務事務の集約に係る企画及び調整に関すること。

二 部に所属する職員の給与、旅費、報酬及び賃金の支出等に関すること。

第十一条私学・公益法人課の分掌事務の項第一号中「以下「認定法」という。」を削る。

第十一条の二復興・危機管理総務課の分掌事務の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを削り、第十一号を第五号とし、第十二号を第

六号とし、第十三号を第七号とし、同条復興支援・伝承課の分掌事務の項に次の三号を加える。

六 災害救助及び災害弔慰金等に関すること。

七 被災者生活再建支援金に関すること。

八 災害復興寄附金・義援金に関すること。

第十一条の二防災推進課の分掌事務の項中第四号を第十号とし、第三号の次に次の六号を加える。

四 危機管理の応急対策の総合調整に関すること。

五 危機管理に係る市町村との連絡調整に関すること。

六 防災会議に関すること。

七 無線通信に関すること。

八 国民保護協議会に関すること。

九 国民保護体制の整備等に関すること。

第十二条企画総務課の分掌事務の項の次に次のように加える。

総合政策課

一 重要な政策的事項に係る総合的企画及び立案に関すること。

二 震災復興に関する計画に関すること。

三 県行政の総合調整に関すること(企画総務課の所管に属するものを除く)。

四 重要施策の推進及び進捗管理に関すること。

五 政策の形成に係る調査及び研究に関すること。

六 総合計画に関すること。

七 県のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

八 地方分権の推進に関すること。

九 政策・財政会議に関すること。

十 広域的な連携の総合調整に関すること(市町村課及び地域振興課の所管に属するものを除く)。

十一 行政評価に関する総合的な企画及び調整に関すること。

十二 県民意識調査に関すること。

十三 総合教育会議及び教育に関する大綱に関すること。

第十二条デジタルみやぎ推進課の分掌事務の項の次に次のように加える。

産業デジタル推進課

一 産業のデジタルトランスフォーメーション及びデジタル化に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

二 産業のデジタル人材の育成に関すること。

三 情報関連産業の振興に関すること。
 第十二条総合政策課の分掌事務の項を削る。
 第十三条環境政策課の分掌事務の項第七号中「こと」の下に「循環型社会推進課の所管に属するものを除く。」を加え、同条循環型社会推進課の分掌事務の項第三号中「竹の内産廃処分場対策室及び放射性物質汚染廃棄物対策室の所管に属するものを除く。」を「廃棄物処理計画及び廃棄物再生事業者登録に係るものに限る」に改め、同項第四号中「浄化槽」を「廃棄物処理体制の整備及び関連産業の振興」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同項の次に次のように加える。

廃棄物対策課

一 廃棄物の処理及び清掃に関すること（循環型社会推進課、竹の内産廃処分場対策室及び放射性物質汚染廃棄物対策室の所管に属するものを除く。）。

二 浄化槽に関すること。

三 土砂等の埋立て等の規制に関すること。

四 公益財団法人宮城県環境事業公社（昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社と

いう名称で設立された法人をいう。）に関すること。

第十五条産業デジタル推進課の分掌事務の項を削る。

第十六条みやぎ米推進課の分掌事務の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条中「漁港復興推進室」を「漁港整備推進室」に改め、同条林業振興課の分掌事務の項の次に次のように加える。

全国育樹祭推進室

第四八回全国育樹祭の開催に関すること。

第十八条事業管理課の分掌事務の項中第十号を削る。

第二十一条の三第四項中「総務部人事課、」を「復興・危機管理部」に改める。

第二十一条の四第一項の表環境生活部の項中「循環型社会推進課」を「廃棄物対策課」に改め、同表水産林政部の項中

水産業基盤整備課	漁港復興推進室
水産業基盤整備課	漁港整備推進室

に改める。

第二十二條第三項の表中

危機管理企 画専門監	復興・危機 管理総務課	上司の命を受け、危機管理に係る企画及び調査に関する事務を掌 理する。
---------------	----------------	---------------------------------------

を

災害援護専 門監	復興支援・ 伝承課	上司の命を受け、災害援護に係る企画及び調整に関する事務を掌 理する。
危機管理企 画専門監	防災推進課	上司の命を受け、危機管理に係る企画及び調査に関する事務を掌 理する。

に、

デジタル企 画専門監	デジタルみ やぎ推進課	上司の命を受け、デジタル化の推進、情報システム及び情報ネッ トワークに関する事務を掌理する。
企画・評価 専門監	総合政策課	上司の命を受け、重要施策及び総合計画の企画及び調整並びに行 政評価に関する企画及び調整に関する事務を掌理する。

を

企画・評価 専門監	総合政策課	上司の命を受け、重要施策及び総合計画の企画及び調整並びに行 政評価に関する企画及び調整に関する事務を掌理する。
デジタル企 画専門監	デジタルみ やぎ推進課	上司の命を受け、デジタル化の推進、情報システム及び情報ネッ トワークに関する事務を掌理する。

に改め、同表中廃棄物対策専門監の項を削り、

下水道専門 監	都市計画課	上司の命を受け、下水道行政に係る企画及び調整並びに市町村下 水道の指導に関する事務を掌理する。
------------	-------	--

を

広域防災拠 点整備専門 監	都市計画課	上司の命を受け、広域防災拠点の整備に関する事務を掌理する。
---------------------	-------	-------------------------------

に改める。

林業振興課
全国育樹祭推進室

第三十四条の二第四項第三号中「防災ヘリコプター」を「防災航空隊」に改める。
 第七十条第四項アグリビジネス学部の分掌事務の項第二号中「農村起業学部」を「アグリビジネス学部」に改める。

第九十三条第三項中「環境資源部及び地域支援部」を「普及・研修部及び試験研究部」に改める。
 同条第五項中「環境資源部の分掌事務は同項第七号、第八号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる事務とし、地域支援部の分掌事務は同項第十六号及び第十七号」を「普及・研修部の分掌事務は同項第二号から第五号までに掲げる事務とし、試験研究部の分掌事務は同項第七号、第八号、第十二号及び第十四号から第十七号まで」に改める。

別表第二宮城県グリーン購入促進委員会の項を削り、みやぎ食の安全安心推進会議の項の次に次のように加える。

宮城県グリーン購入促進委員会	グリーン購入の促進に関する重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関すること。	循環型社会推進課
----------------	--	----------

別表第二宮城県農政指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

宮城県農村振興施策検討委員会	農村の振興のための施策に関する重要事項の調査審議に関すること。	農山漁村なごりわい課
----------------	---------------------------------	------------

別表第二宮城県農村振興施策検討委員会の項を削り、同表宮城県個人情報保護審査会の項中「個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）第四十六条の規定による個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する審査請求その他」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問」に、「個人情報保護制度の運営に関する重要事項について」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）第六条第二項の規定による」に改める。

別表第三関上漁港の指定施設（ヨット等の保管施設及び倉庫に限る。）の項中「関上ヨットハーバー管理運営共同事業体」を「特定非営利活動法人海族DMC」に改め、同項の次に次のように加える。

気仙沼漁港の指定施設（魚町二丁目護岸横泊地）	気仙沼市	気仙沼漁業協同組合	同
------------------------	------	-----------	---

別表第三関上漁港の研修室の項中「関上ヨットハーバー管理運営共同事業体」を「特定非営利活動法人海族DMC」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十一条私学・公益法人課の分掌事務の項第一号の改正規定、第十六条みやぎ米推進課の分掌事務の項の改正規定、第三十四条の二第四項第三号の改正規定、第七十条第四項アグリビジネス学部の分掌事務の項第二号の改正規定及び別表第二宮城県農村振興施策検討委員会の項の改正規定は、公布の日から施行する。